

婚約を破談させた親の責任は？

小川 富之

日本では、婚姻届を出さなければ法的には夫婦としては扱われません。しかし、婚姻の約束をして、結納を交わし、結婚式を挙げ、同棲をしていますが、婚姻届をしていない、いわゆる事実婚の夫婦も多く存在しています。そこで、今回は、婚姻の約束、「婚約」について考えてみましょう。

実は、婚約について、法律には明文の規定はありません。しかし、将来婚姻しようという約束は、一種の契約ですから、やはりきちんと責任を果たさなければなりません。ただ、物の売り買いとは違うので、相手が約束を果たす意思がない場合に、強制的に「婚姻」をさせても無意味です。そこで、正当理由なく「婚約破棄」した場合には、契約違反・債務不履行責任として損害賠償をさせることになります。

婚約の成立については、「誠心誠意判決」(大審院判決昭和6年2月20日)という有名な判例があり、恋人同士が将来について真剣に約束をすれば、それだけで法的には有効と認められます。結納を交わしたり、仲人を立てたり、二人の約束を外部に公表したりすることは何ら必要とされません。

婚約が成立すると、お互い協力して婚姻成立に向けていろいろ準備を進めるわけですが、親が傍から干渉することもあります(多いかもしれません)。場合によっては、親のせいで破談になることも出てきます。そんな場合の、親の責任について、比較的最近の判例を紹介

してみます。

どのような場合に、干渉した親に損害賠償責任が生じるのでしょうか。まず、子どもの婚約相手に対する不当な差別意識を持って、積極的に婚姻に反対した場合に不法行為責任を認め、相手方に対する慰謝料として500万円の支払いを命じる判断が下されています(大阪地方裁判所判決昭和58年3月28日)。

もう一つの例は、親も一旦賛成し婚姻の準備を進めさせておきながら、結婚式直前になって親の働きかけで婚約が破棄された場合に、慰謝料と嫁入り道具等の損害賠償として779万円の支払いを命じる判断が下されています(徳島地方裁判所判決昭和57年6月21日)。

親が干渉しても、損害賠償責任の生じない場合もあります。婚約し、結納もすませ、結婚式の準備段階で、引き出物をめぐって相手方の母親と意見が対立したために、親から話を進めるのを反対され、結局婚約が破棄されたというケースでは、この反対した親に損害賠償の責任はないという判断が下されました(東京地方裁判所判決平成5年3月31日)。

周知のとおり、憲法24条では、婚姻は「両性の合意のみに基づいて成立する・・・」と規定されており、当事者以外が干渉すべきものではないのが建前ですが、やはり、家族、特に親にとっても重大な問題です。ただ、もう21世紀を迎えた現在、封建的な古い考え方、差別的な意識は捨てなければなりません。反対なら反対で、きちんとした理由を示して、早い時期にアドバイスをしあげなくてははいけません。判例のように、結婚式の準備の些細なことでも対立してしまうようでは、先が思いやられるので、やめといたほうが良いということなのではないでしょうか？